

伊豆の国市地域公共交通計画（案）に対する 意見公募（パブリックコメント）実施要領

1 意見を求める計画

伊豆の国市地域公共交通計画（案）

2 意見募集の趣旨

本市では、平成26年に伊豆の国市地域公共交通基本計画を策定し、利用者の視点に立った各種の取組を進めてきましたが、本計画が令和5年度に最終年を迎えます。

そのため、引き続き本市の地域特性に合った持続可能な交通システムを構築していくため、地域公共交通活性化再生法に基づく「伊豆の国市地域公共交通計画」を策定することとしました。

策定に当たっては、伊豆の国市地域公共交通会議から意見を聴取し、議論を重ね、当該計画（案）を作成しましたが、この度、地域公共交通を利用する市民の皆様に計画案を御覧いただき、御意見、御提言をいただきたいと考えております。

お寄せいただきました御意見等につきましては、「伊豆の国市地域公共交通計画」策定の際の参考にさせていただきます。

3 意見の提出期間

令和6年1月29日(月)から 2月28日(水) 午後5時まで（必着）

4 対象者

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 市内に通勤又は通学している方
- (3) 市内に事務所又は事業所がある個人又は法人
- (4) 市内の公共交通を利用する機会がある方

5 計画（案）の公開場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 伊豆長岡庁舎2階 協働まちづくり課窓口
- (3) 市民課大仁支所窓口
- (4) 市民課葦山支所窓口
- (5) 中央図書館窓口
- (6) 葦山図書館窓口



市ホームページ 

6 意見の提出方法と提出先

指定の様式に氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所等を明記の上、意見の該当箇所や内容を記載して以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 協働まちづくり課窓口
- ② Eメール (kyoudou@city.izunokuni.shizuoka.jp)
- ③ 郵送（410-2292 伊豆の国市長岡 340 番地 1 伊豆の国市協働まちづくり課宛て）
- ④ F A X （055-948-2915）

7 注意事項等

- ・ 指定の様式は市ホームページを含む計画の公開場所で入手が可能です。
- ・ 電話など口頭による意見の申出は、趣旨等内容が不明確になるおそれがあるため、受け付けることはできません。
また、住所・氏名・連絡先を明記していない場合、回答は行いません。
- ・ この意見公募に関係のない意見に対しては、回答は行いません。
- ・ この意見公募は、伊豆の国市地域公共交通計画の賛否を問うものではありません。

8 意見に対する回答方法

提出された意見（氏名などを伏せた状態）に対する市の回答は、市ホームページ及び協働まちづくり課窓口において公開し、意見提出者への個別の回答は行いません。

（ただし、いただいた御意見の内容を確認する際に連絡させていただくことがあります。）

9 パブリックコメントの手順

